

## 佐野市新庁舎設計者選定審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 佐野市新庁舎建設に係る基本及び実施設計外業務委託事業に係るプロポーザル方式における提案者選定等に関し、公平性及び透明性を確保するため、佐野市新庁舎設計者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、本事業における提案者の選定等において、提案者の選定及び提案内容を審査し、その結果を市長に報告する。

### (組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第一に掲げる者をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を行うまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、構成員の過半数がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、非公開とする。

### (審査結果の開示)

第7条 審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、行政経営部新庁舎建設準備室に置く。

2 事務局は、委員会の事務を処理するものとし、会議の議事要録を作成し、保管するものとする。

### (守秘義務)

第9条 委員会の委員及び事務局は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

2 その職を退いた後も同様とする。

## 【別表第一】

### 佐野市新庁舎設計者選定審査委員会 委員

番号	区分	氏名	役職等
1	学識経験者	内藤 廣	東京大学名誉教授
2	学識経験者	斎藤 公男	日本大学名誉教授
3	学識経験者	矢島 堅司	佐野商工会議所 副会頭
4	市議会議員	荒井 仁市	議長
5	市職員	落合 正	副市長
6	市職員	出井 孝志	都市建設部長
7	市職員	青木 正典	建築住宅課長